

令和7年度

第2回東京都食品安全情報評価委員会

議事録

令和8年2月10日

東京都健康安全研究センター本館6階 AB会議室

(14時01分 開会)

1 開会

○大木食品医薬品情報担当課長 定刻を過ぎましたので、ただいまから令和7年度第2回食品安全情報評価委員会を開催いたします。

本日はお忙しいところ、本委員会にご出席くださりまして誠にありがとうございます。健康安全研究センター企画調整部食品医薬品情報担当課長の大木です。委員長に進行をお願いするまでの間、進行を担当いたしますので、よろしくお願ひします。

本日の会議は、WEB会議併用形式とさせていただきます。

会場でご参加くださっている委員は、石井委員、梅垣委員、大鹿委員、北嶋委員、野田委員、平沢委員、真鍋委員です。リモートでのご参加は、遠藤委員、大浦委員、古本委員が今ちょっと遅れていらっしゃるみたいなのですが、白尾委員、関崎委員、堤委員、中村委員、山科委員、渡辺委員です。ご都合によりまして、小林委員、吉田委員は、本日も欠席です。一部、事務局職員につきましても、各職場からリモートで参加しております。

いつもでしたら、ここで当センター所長よりご挨拶を申し上げるところですが、本日は第11期の最後の委員会、つまり委員会としては最後になりますので、委員会閉会時にご挨拶をさせていただきます。

続きまして、会議の成立についてご報告します。

この委員会の開催には、東京都食品安全情報評価委員会規則によりまして、過半数の委員の出席を必要としております。本日は18名中16名の委員にご出席いただいておりますので、本委員会が成立していることをご報告します。

また、会議は原則として公開となります。本日の議事資料につきましては、委員限りとされているもの以外は全て公開とさせていただきます。

それでは、以降の進行は委員長である石井委員にお願いいたします。石井委員長、よろしくお願ひします。

○石井委員長 皆様こんにちは。今回、第11期の委員会、最後の委員会ということで、よろしくお願ひいたします。

では、まず本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局(畑) 事務局の畑です。どうぞよろしくお願ひいたします。

配布資料につきまして、ご説明いたします。会場にいらっしゃる方は、お手元に資料をお配りしております。WEB参加の方は、メールで資料一式を送付しておりますのでご覧ください。

資料は1から7まで、資料2は本日の議題となっております、添付資料が1から4までございます。そのほかに次第が1枚と委員名簿、事務局名簿、そして関係規定をおつけしております。

以上になります。

2 議事

○石井委員長 それでは、議事に入ります。

まず、12月に開催された情報選定専門委員会からの報告です。情報選定専門委員会の座長の関崎委員から、ご報告をお願いいたします。

○関崎委員 では、報告いたします。第2回情報選定専門委員会の検討結果を報告いたします。

12月11日に開催されました第2回情報選定専門委員会では、事務局から食品添加物の正しい理解のための情報発信の1題が示され、検討を行いました。その結果、本委員会で検討すべき情報として選定いたしました。

選定基準に基づく評価は、資料1のとおりです。

それでは、情報選定専門委員会での検討内容について、概要を説明いたします。

この情報については、食品添加物は食中毒などの健康リスクを下げる目的で使われているなど、役割やメリットがあり、必要だから使用しているということを正しく伝える必要があるといった意見や、特に若年層の方は、食品添加物の安全性担保の仕組みなどについて説明するよりも、まずは食品添加物はどういうものかという基本的なことを、SNSやクイズなどで伝えていくのがよいのではないかという具体的なお意見もございました。

最終的に、この情報については評価委員会で検討するという点について意見が一致し、本委員会では食品添加物の役割やメリットを分かりやすく伝えていく必要があるため、その発信内容や手法等について検討すると結論になりました。

情報選定専門委員会からの報告は以上となります。

○石井委員長 ありがとうございます。事務局から特にないですか。

○事務局（畑） 事務局から、本テーマについて説明させていただきます。

資料を共有いたしますので少々お待ちください。

それでは事務局からご説明を申し上げます。

まずはじめに、今回ご検討いただきます議事のタイトルについて補足いたします。情報選定専門委員会では、「食品添加物の正しい理解のための情報発信」というタイトル名にてご検討いただいたところですが、一部表現を変更させていただき、「食品添加物の理解を促すための情報発信」とさせていただきます。「理解を促すための」の表現のほうが、より受け手の認知に寄り添うニュアンスであり、理解することの障壁が下がるという効果を期待して、このようにさせていただいております。議事の内容は全く変更ございませんので、ご了承いただければと思います。

それでは、お配りしております資料2及び資料2の添付資料を共有画面と併せてご覧ください。

食品添加物は、食品衛生法で「添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するものをいう。」

と定義されております。

食品添加物の役割は多岐にわたり、まずは食品の製造や加工のために必要な製造用剤が挙げられます。特定の食品の製造や加工の際になくてはならないもので、酵素、ろ過助剤、油脂溶出剤、消泡剤などが含まれます。例として、豆腐を固める凝固剤やラーメンをつくるときに加えるかんすいなどがあります。

次に、食品の味や見た目を良くし、魅力的で品質のよい食品をつくるために加えるものとして、色合いをよくする着色料、発色剤、漂白剤や、香りをつける香料、味をよくする甘味料、調味料などがあります。

さらに、食品の保存性を良くし食中毒を防止するものとして、保存料や酸化防止剤、殺菌料、防かび剤などがあります。

そのほか、食品に本来含まれる栄養成分や人に必要な栄養素を補充・強化する目的で加えるものとして、ビタミン、ミネラル、アミノ酸などがあります。

食品添加物の分類ですが、日本では食品添加物の安全性と有効性を確認して、国が指定した指定添加物、長年使用されてきた実績があるものとして品目が決められている既存添加物のほかに、天然香料や一般飲食物添加物に分類されているところになります。

このように、食品添加物は食品の多くに使用され、現在の私たちの豊かな食生活を支える不可欠な存在となっております。

また、添加物の安全性については、食品安全委員会によって評価され、人の健康を損なうおそれのない場合に限って、成分の規格や主要な基準を定めたくて使用が認められております。そして、その基準が守られているかどうかについては、東京都では、保健所や健康安全研究センターなどに所属する食品衛生監視員が、食品製造業者や販売店に立ち入って、食品添加物の使用実態の調査や添加物の表示が正しくなされているか監視や検査を実施し、安全の確保に努めております。

ここで、資料2の添付資料1の表をご覧ください。

令和6年度に東京都が実施したインターネット都政モニターアンケートの調査結果によりますと、「食品の安全性について、あなたが特に不安に思っていることは何ですか。」との質問に対し、食中毒に次いで約半数が「食品添加物」と回答をしていました。

次に、資料2の添付資料2の表をご覧ください。

同じく令和6年度に実施した若年層の食品安全に関する意識調査では、15歳から25歳の若年層の約4割が「食品添加物について健康に影響があると思う」と回答し、約3割が「食品添加物についてわからない」と回答しました。冒頭、ご説明しましたとおり、食品の製造には欠かせない食品添加物ですが、これらのアンケート結果から、若年層を含む幅広い世代において、食品添加物に対して不安を感じている可能性があることが分かりました。

続いて資料2添付資料3をご覧ください。こちらは消費者庁が実施した「令和6年度食品表示に関する消費者意向調査報告書」に掲載されている食品添加物に関する質問です。

「食品添加物は、安全性が評価されたものや我が国において広く使用されて長い食経験が

あるものとして国に認められたものが、食品の加工または保存の目的に使用されていることを知っていますか」、の問いに対し、「はい」、つまり知っていると回答した人が57.1%と、全体の半数をやや上回る程度にとどまっております。

先ほどご説明しましたとおり、安全性が評価された上で基準が設定され、監視も行われている食品添加物ですが、約4割の人がそのことを知らないということが分かります。

また、食品添加物に関する最近の動向として一点お伝えいたします。昨年7月に開催された国の食品安全委員会にて、令和6年度の食品安全モニターからの随時報告についての取りまとめ結果が報告されておりました。その中で、学校給食衛生管理基準の中での食品添加物について、「有害もしくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤、その他の食品添加物が添加された食品」との記載があり、食品添加物などへの嫌悪感、反対意見への根拠になっているのではないかという内容が課題として取り上げられておりました。

それに対する文部科学省からの回答として、共有画面のとおりになりますが、食品衛生を取り巻く状況の変化を踏まえて、今年度中に基準全体の見直しに着手することとし、その際には、食品添加物等に関する関係府省庁とも連携する、という回答がなされております。

最後に、東京都における食品添加物に関する普及啓発の取組状況についてです。資料2の添付資料4をご覧ください。

現在、東京都では、「食品衛生の窓」というホームページで、食品衛生に関する情報を提供しております。その中で食品添加物のページがございまして、分類や指定制度、使用基準や成分規格に関すること、表示方法などについて掲載し、情報の発信をしております。一方で、情報量が多くページの階層が深いため、自ら情報をキャッチしに行く意思がないと、ページを見ない可能性がございまして。

また、東京都では食中毒などに関するリーフレットを作成し、配布やホームページ掲載をしているところではございますが、食品添加物に関するリーフレットなどは現在存在していない状況でございます。

アンケート結果及び現在の食品添加物を取り巻く状況、東京都の情報発信状況等を踏まえ、委員の皆様には、ターゲットや発信内容、発信手法について、どのようにしていけば効果的に食品添加物についての理解を促せるのか、ご意見を頂戴できればと思います。

説明は以上になります。

○石井委員長 ありがとうございます。

それでは、この情報について各委員からのご意見を伺いたいと思います。

はじめに、本日、遠藤委員、大浦委員が、所用により途中でご退出されると伺っておりますので、遠藤委員、大浦委員、一番先にご意見を伺いたいと思います。

遠藤委員、よろしく願いいたします。

○遠藤委員 食品添加物に対する不安自体は、調査でも食中毒に次いで高い様子が見てとれます。若年層への調査でも健康への影響を心配する声が多く見られていますが、一方でこの添加物が国の安全性の評価とか使用基準の下で管理されているということ自体は、あま

り我々も含めて理解するのがなかなか難しい側面もあるので、そこが十分なされていないなというふうに思いました。

ですので、添加物の役割であったり、表示の考え方であったり、実際の摂取量と健康への影響も含めて、科学的根拠に基づいて分かりやすく伝えていくということが必要、重要なのかなというふうに思います。

あわせて、私の立場だと感染症という立場から、添加物よりも日常生活で現実的に注意が必要な食中毒などの健康リスクと比較して、リスク自体はゼロにするものではなくて、正しく理解して管理するものであるという考え方も共有していく必要があるのかなというふうに思っています。

将来の食行動を形づくる若年層と日々の食品選択を担う成人世代を主な対象として、委員の先生方、専門家の知見を背景にして、具体例を用いたり、親しみやすい形で情報発信を行っていくということが、都民の皆様の、不安に振り回されずに主体的に食品を選べる環境づくりにつながるのではないかなというふうに考えました。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、大浦委員、よろしくお願いいたします。

○大浦委員 私、自分の専門からちょっとお話しさせていただきますと、やはりアンケートをいろいろやられてはいるんですけども、なぜ不安に思っているのかというのをもう少し、学術的に恐らく研究されている面もあると思いますので、その辺をもう少しサーベイしながら、整理をする必要があるのかなということを今回思いました。

あとは、科学的根拠に基づいてということで、どう情報発信していくかということではあるんですけども、基本的にはいろんな企業がつくって、いろんな価格帯や添加物の使用量とか、基本的にはその使用量を遵守してつくっているということで、その製品づくりの中で使う理由というのは、広域流通のためとか長期保存のためとかいろいろあると思うんですけども、そういったところも含めて、社会的背景も含めて情報発信する必要があるのではないかなというふうに思いました。

もちろん、食品添加物ゼロにするような方向の企業もありますし、そうでない企業もあると。いろいろ多様な企業がある中で、いい悪いではなくて選択できる状況にあると。ある程度、幅を持って食品というのはつくられていて、その中で添加物は必要に応じて使われているということを、科学的根拠に基づいて整理して、情報提供していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

それでは、これから名簿の順に皆さんにご意見を伺っていきたいと思います。

名簿は、私が一番最初にやるんですけど。

この食品添加物の問題は、本当に昔から長く、一般市民には安全性のところでは一番よく

聞き慣れているワードで、食品添加物イコール安全に関係するというのが染みついていると思うんですね。それで、こういう調査をすると、すぐに健康に影響があるというふうに答えていくということが、やっぱり見られるんじゃないかなというふうに思いました。

アンケートの調査を見ても、影響があるということと、食品添加物についてよく分からないという、そういう答えがあって、分からないけど、理由なく影響があるんだなというふうに思っているという、こういうことなんだなというふうに、今回の問題を提示されて私も考えました。

それで、やっぱり安全基準がどういうふうになされているのかとか、それがどう妥当なのかというように、そういう使用基準のようところがきちんとあるというように、しっかり伝わるようにしていかないといけないのではないかなというふうに考えました。

今回の委員会の問いが、何か自分で案を出さなきゃいけないというそういう提示で、はい参加というだけじゃなく、そこで多分皆さん、すごく一生懸命考えてきたと思うので、ぜひ皆さんのご意見もお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

では、梅垣委員、よろしくお願いします。

○梅垣委員 食品添加物の安全性というのは、昔、中学校とか高校のところで、食品添加物は避けましょうとか、取らないようにしましょうという教育をしていたんです。最近はその内容も変わってきているんですけども、実は昔、教育を受けた方の影響が非常に大きいんですね。だから、学校でいくら食品添加物はこういうふうになっていますよって教えても、お母さんとかその世代が、昔、危ないという印象を持っていたので、それがずっと根づいているんですね。実際に調査をすると、そういう結果が出てきていますから、そこをやっぱり改善しなきゃいけないというのが一つの問題だと思います。

もう一つは、自分もY o u T u b eとか見るんですけど、間違った情報を出している人がいるんですね。本当に何でこんなことを言うんだろうという、ちょっと理解に苦しむような話をしている人がいます。そのコメントで、非常に参考になったとかというコメントがついているんですけども。

その内容は何かというと、何種類か食品添加物があって、種類で言っているんですね。食品添加物は種類ではなくて量なんです。だから、量が少なければほとんど問題はないんですね。そのところを何種類入っているからって言っている。それはもう大間違いの話なんです。そういう情報を常に流している人がいて、それを見ている人は結構います。お母さんとかお父さんの世代がそういうのを見ているし、子供もその影響を受けている。そこが大きなところだと思います。

その意見に書きましたけども、「消費者教育の推進に関する法律」というのがあって、消費者教育を学校教育及び社会教育を通じて推進するというところ、学校における消費者教育の推進が記載されています。特に義務教育課程の段階で、ちゃんとした教育をしないといけないというふうに思います。

保健のところの学校の中学校とか高校のところを見ると、食品添加物は安全性が評価されています。表示がされています。それでは、実際には分からないんですよ。だから量の概念で、これぐらい取ったら問題が出る、これぐらい取っても問題にならないというのを教えないといけない。基本的に食品添加物というのは動物実験で無毒性量、毒性がない量の100分の1、この安全係数を取っているんです。そして、さらに用途を決めていますから、もっとも摂取量は少ないんですよ。調査で摂取量も把握している。それを多分ほとんどの人が分かっていないです。だから無毒性量、毒性がない量の100分の1だから、ほとんど問題はないはずなんです。

あとは、発がん性とか何か言っています。けれども、遺伝毒性があるものは多分ADI (Acceptable Daily Intake : 許容一日摂取量) は設定できないというふうになっていますから、それだって多分理解していないと思うんです。だから、そのところを理解してもらうためには、摂取量と生体影響の関係というのは中学校とか高校のところできっちり教えてあげて、食品添加物はどういうふうな条件で、ADIとか安全が確保できるように設定されているかという、そこを伝えないと、ただ単に表示を見るとか、安全ですと言ってもよく分からないんです。だから、何種類入っていますからこれは危ないです、避けましょうというのは、全く量の概念がないので、僕は教わっても理解しにくいと思うんです。そこをきっちり教えてあげるといのが今重要。すぐに改善できるわけではないんですけれども、義務教育のところでも徐々にやっていかないと、この影響はずっと改善できないと思います。

実際に、研究で食品添加物のことを調べていたら、保存料が入っているものは価格が低い、入っていないものは高いというのが、昔、魚肉練り製品で論文が出ていたんですよ。大体1.6倍ぐらいだと思っんですけども。自分が最近の商品を調べると、無添加というふうに書いてあるんですけど、それは甘味料とか何かは無添加であって、ほかのものは入っているんです。だから、添加物が入っていないものってほとんどないんですけども、それを見ると添加物の種類に関係なく大体1.6倍ぐらい価格が高くなっています。だから、消費者の人はそれで買うんだったらいいんですけど、よく分からないで、そういうお金を出して買うというのは、それはちょっと問題なんじゃないかなというふうに思っています。

SNSとかで出している情報がどこが間違っているかというところに焦点を当てて、公的機関が情報を出していくというのが必要です。今のままだと言いたい放題の情報が出ていますから、そこはやっぱり改善していったほうがいいかなというふうに思います。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

大鹿委員、お願いします。

○大鹿委員 大鹿です。

私は、一般の方から相談を受けたりする立場ですが、基本的に添加物はないほうがいいでしょうと、当然のように考える方もいます。電話をかけて相談して来られる方は、そもそもあまり若い方ではなくて中高年以上の方が多いいんですけど、安い原材料をごまかすために

色をつけたりとか保存料を加えてみたいなのをやっていると思っていっちゃって、安全性のことはお話ししたりはするんですけども、それ以前に自分も含めて添加物って保存料であっても、着色料は色で見えるんでしょうけれども、どうやって実際使われているのかという具体的なイメージがないがゆえに、それが添加物を怖いとか、要らないものとかいうふうに思ってしまう一因になるのかなと思っています。

相談のときに、東京都のWEBサイトの添加物のページが、割と用途みたいなものがすごく詳しく書いてあって、そういうのを参考にご説明したりするんですけども、もうちょっととっつきやすいページというんですかね、文字ばかりなので。添加物って、じゃあ絵にしてくださいとか言ってもなかなか難しいんだらうなと思うんですけども、もうちょっとビジュアルであるとか、そういうようなことでイメージとかできると、より理解が進むのかなと思いました。

例えば、分からないんですけど、保存料を使っているものとそうじゃないものが、じゃあ実際どれぐらい菌が増えるのかとか、そういうことも実験とかビジュアルで見せたりとかできるんですかね。実際に違うんですかね、やっぱり使っているものと使っていないものって。保存料を使っているから、少し冷蔵庫の中で蓋を開けてちょっとしばらく置いていても増えないのかとか、いつも使いながら思ったりして。自分なんかは割と粗雑なほうなので、入っていた方が安心するほうなんですけど、そういうのも何か比べてよさが分かると、なおかつちょっとしか使っていないから安全なんだということが分かれば、納得して、そういうものを怖がらずに、納得して買えるのかななんて思ったりしていますので、より分かりやすい情報をWEBサイトなり動画ですかね、変な情報を出す、偏った情報を出すようなあれに対抗するには、動画というのもできるならいいのかなと思いました。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

北嶋委員、お願いいたします。

○北嶋委員 ありがとうございます。北嶋でございます。各委員のコメントとかなり共通しておりますので、言葉を代えて同じようなことを繰り返させていただく形になってしまいます。

その前に、少し話は違うのかもしれませんが、例えば、薬について、薬は何のために使うのかということ自体も、実は日本ではちゃんしたかたちで教えないですよ。事程左様に、添加物の場合も、何のために使っているかという、そもそもの教育がほとんどないですよ。添加物を使わなかったらどうなるのかということも一緒に伝えていかないといけないと考えます。この点は、実は食中毒のこととも非常に絡んでいて、この点は遠藤委員のコメントと同様でしょうかね、添加物を使わなければ食中毒のリスクがどんどん高まっていくわけです。そういうこともあるから使っている、すなわち、何のために添加物を使っているのかということも併せて、伝えないといけないであろうということと。

あとは繰り返しになってしまうんですけども、梅垣委員がおっしゃったとおりでして、

難しい言葉で言うと使用基準とか成分規格というのがあって、むやみやたらと使用できないわけです。工業用グレードではもちろんダメで、添加物グレードの添加物でないと使っ
はいけないわけです。加えて、皆さんが取っている食品の中に添加物がどのくらい入っ
ているかという調査をちゃんとしているんです。

そういう定量的な、というとなかなか難しい説明になってしまいますが、やはり端的に言えば、定
性から定量への考え方の誘導が必要だと考えます。このことは実は添加物の場合だけでは
なくて、環境中の汚染物質しかり、残留農薬しかりです。これは、私のバックグラウンドで
ある毒性学の考え方の普及も足りない点もあるかと、反省を込めて申しております。日本毒
性学会の方でもちょうど、中高生向けに学会活動を延長しようとしていて、より低学年の方
にその考え方を知らしめるような努力はしているのですけれども。したがって、梅垣委員の
コメントと同じなのですけど、やはり義務教育世代のときから、添加物はなぜ必要で、どう
いうふうに設定されて、どういうふうに使われているのかということ啓発する必要があ
ると強く思います。

またこの点も、大浦委員と同じだと思うのですが、一体どの点に不安があるのかという
ことを、調査して、例えば梅垣先生がおっしゃったように、誰かに言われたから怖いと言っ
ているのか、どこに不安の芽があるのかというのは、つぶさに表に出して、それに対して方
策を立てるといふほうが効率的かなというふうを考えている次第でございます。

最後に、先ほど事務局のほうからご説明があったのが、学校給食衛生管理基準、これは食
品安全委員会のほうで話が出たのでしょけれど、まさにこれは象徴的な話で、是正してい
かなければならないと思うのです。梅垣先生の歴史的なお話を聞いて分かったのですけど、そ
ういう歴史があると、余計にどのような点に不安があるのかということがわかりそうです。
もし親の世代とかその上の世代からのうわさである、ということであれば、そうではない、
と具体的な指摘をすることが、方策だてとなるように思いました。

以上となります。

○石井委員長 ありがとうございます。

小林委員、お願いいたします。

○事務局（畑） 小林委員は、本日欠席になっております。事務局のほうから代読させてい
ただきます。

○石井委員長 お願いします。

○事務局（永田） 事務局から小林委員のご意見を代読させていただきます。

食品添加物とは何か、その利点と欠点を分かりやすく伝えつつ、若年層から高齢者まで幅
広い世代を対象に交通系広報など、受動的に情報が届く媒体を活用して、理解促進を図るべ
きだと考えます。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

古本委員、お願いいたします。

○古本委員 よろしく申し上げます。やはり、今、皆様からのお話があったように、若年層の方々には、これまでやはり食品添加物が危ないという、そういった多くの方の声が、若年層の方のその意識も少し助長しているようなところもあるかと思うので、やはりいろいろなライフステージの方に合わせて、媒体をつかって分かりやすくお伝えすることがすごく大事なのかなと思いました。

やはり、以前からの食品衛生学とかそういった部分でもそうなんですけれども、そういった部分も衛生の部分もしっかりと食中毒等気をつけていきたいと思いますというところも、やはり媒体とかが一番分かりやすいので、そういった身近なところから少しずつ浸透させていくのがよいかと私のほうも考えます。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

白尾委員、お願いいたします。

○白尾委員 よろしくお願いいたします。今までの委員の先生方のご意見と同じなんですけれども、やはり情報発信をしていく上で、食品添加物がなぜ必要かというような必要性ですとか、やはり許容一日摂取量が設定されていると、人が毎日一生涯食べ続けても健康に影響がないというような量が設定されているというようなことですか、そういう考え方をお伝えすることができればいいのではないかというふうに思います。

一方で、やはり食品添加物とともに食品表示の点も情報提供していく必要があるんじゃないかと思います。また食品添加物の中には、使用されていても食品表示がされていない物質もあることも、消費者の方々にお知らせする必要性もあるんじゃないかなというふうには考えております。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、関崎委員、お願いいたします。

○関崎委員 私からの意見は、今までの委員の方々の意見ともかぶってしまうので簡単に申し上げます。

まずは、添加物が危ないものだというのは昔の話なんだということを、まず皆さんに知らせるべきだと思います。そして食品添加物は、それを使わないと、ある特定の食品ができないとか、あるいは食中毒の危険性を低くするため、安全性を高めるために使うというような、食品を製造する側ではなくて、むしろ消費者側に利益がある、だから使っているんだということを、やはりもっと全面的にお知らせするのが必要かなと思います。

近頃SNSを若い方はよく見ているという、この間の選挙でもそういうふうに伝わっていますので、私は最初はテレビなんかを使って情報発信できないかなというふうに思ったんですけれども、むしろ若い方はテレビをあまり見ないというようなことがあるみたいですので、SNSで短い動画みたいなのをつくって、少しずつ少しずつ、今、白尾委員からも少しずつ情報発信という話もありましたけれども、そういうふうにして進めていけば、だん

だん伝わっていくのかなというふうに思います。

まずは、とにかく添加物は危ないというこのイメージを何とか変えてもらわないといかんというふうには思いました。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、堤委員、お願いいたします。

○堤委員 食品添加物なんですけど、確かに昔は1970年ぐらいですかね、ズルチンなどの一部の食品添加物に問題があったこともあって、その記憶が残っているような年代の高い人ですね、そこでは食品添加物に懸念を持つことがあり得るのかなと思いました。

一方でアンケートを見ますと、若い世代でも健康に懸念があると思っていたり、分からないと回答している割合が大体7割ぐらいというので、ちょっと意外に思いました。一部の企業とかでは、集客のために無添加をよしとするマーケティング、こういったものを行っていることがあるかと思しますので、特に若い世代はそのような手法に影響されやすいのかなとも思いました。

食品添加物は、皆さんおっしゃっているように保存性や品質の観点などで消費者にもメリットがあって、企業の都合のみで使用しているものではないということや、また科学的根拠に基づいて、しっかりとリスク管理されていることを、より効果的に情報発信を進めていくことがよいかと思いました。

その手法としては、ホームページに載せてもなかなか関心の低い層は見にくいと思いますので、例えばですが、先ほどもお話があったように、一番よいのは学校の授業などで取り入れて、添加物のメリットやリスク管理などについて話すほうがいいのかと思いました。すぐにそういったことも難しいと思いますので、そういった場合は何か東京都さんが流しているようなコマーシャルなんかの一部入れてもいいのかなというふうに思いました。

以上になります。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 よろしくお願いいたします。ほぼ先生方からのご意見の繰り返しになってしましますが、食品添加物についての正しい知識を普及するということは、大変に重要なことであると思っております。東京都がこれまでにおつくりになっているパンフレットやリーフレットは大変分かりやすいものが多いと感じておりますので、それだけの発信にとどまらず、各自治体ですとか、消費者の方の身近なところから啓発が実施できると、なおよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、野田委員、お願いいたします。

○野田委員 野田です。

東京都と食品安全委員会の調査で、若年層はあまり関心がない、高齢者は不安に思う方が多いというデータが出ていました。若年層に対する情報提供は必要である一方、高齢者がどのように不安に思っているかを詳しく分析していく必要があるのではないかと思います。

先ほど梅垣委員のほうから、高齢者は昔からの経験で食品添加物自体が不安に思っていることも要因だというお話でしたが、本当にそれだけなのか、私個人としては疑問があります。

つまり、食品添加物は、お話があったように十分な安全係数を考慮した上で基準値が設定されているので、通常の摂取では健康に影響がないか、もしくは極めて少ないわけです。本来であれば、こうした認識は知識や経験が重なるにつれ蓄積されて、正しい理解が深まって、関心は持つが、過度に気にする必要はないというように考えるようになるのではないかと思います。従って、その辺が実態はどうか、しっかり把握する必要があるのではないかと思います。仮に関心を持って不安だという状態で止まっているのであれば、やっぱり行政とかそれを正しく理解させるという、そこにはまだ考える余地があるんじゃないかなというふうに思います。

特に日本ではゼロリスクを求める傾向が強く、行政自体もその辺りの説明に課題があるようにも思います。リスクを定量的に考えることをもっと普及させる必要があると思います。また、そのようなことを行政や専門家が発言すると、あまり信用しないという方も一定数おられるところは考えなければいけないと思います。

それらを踏まえた上で、一応提案させていただきますが、一つはA Iによる対話型のツールの活用です。一般的には、行政が言うことをなかなか信頼しないような場合でも、中立で聞き役的な感じとしてA Iを活用すれば、感情的な面はある程度緩和されて聞いてもらえるのではないかと思います。

もう一つは、消費者に近い立場の人、例えば、保健師さん、管理栄養士さん、給食関係の方などかと思いますが、自分の立場になって考えてくれる、そういった人たちと今後連携して情報発信を行っていくことも必要ではないかと思います。以上、2点について提案させていただきました。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、平沢委員、お願いいたします。

○平沢委員 平沢です。

皆さんから意見が出尽くしている感じもあるのですが、本当に添加物、確かに聞くと皆さん不安って答えるのですが、それは本当に私もずっと取材していて、これ20年30年ぐらい変わっていない感じで。ただ、皆さん不安といっても多分買っているんで、どこまでこの添加物の理解を求めていくのか。もちろん正しい理解を、ちゃんと正しく認識してもらおうというのは必要なんですけれども、全く皆さん避けているかというところでもない感じもするので。ただ、ネット上には危ないという情報が多いので、その危ないという情報を上回る

ぐらい大丈夫ですよの情報が増えるような、何か仕掛けをやっていただけるとありがたいかなと思っています。

先ほどXとか利用するというのもありましたけど、T i k T o kなんかでQ & A形式で短く、ビシッといろいろやったりというのも効果的だと思います。これは農薬でそういうのを見たことがあるので。専門家の先生に疑問と回答という感じで、普通の素人の人が、これどうなんですか、添加物は危ないですよねって言ったときに、いや、この添加物はこうです、とビシッと行ってもらうといいと思います。

あと、皆さん不安に思っているのは、いろいろなものに入っているのだからたくさん摂取しているんじゃないかと。やっぱり皆さん不安に思うところがあるので、そこもちゃんと説明して、いろいろなものに入っている、別にそれを全部食べても、こういう調査で大丈夫ですよというところも分かるような説明をしてあげるといいのかなとは思いました。

あと、この資料にも、私も書いたんですけど、食品添加物協会がつくっているリーフレットとかネットで見られる資料があるので、そういうもの、東京都で新たにつくるのもいいんですけども、分かりやすい資料、分かりやすくするためのもの、ちゃんと皆さん、アクセスできるような何か仕掛けをしていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

真鍋委員、お願いいたします。

○真鍋委員 私は、まず食品添加物を入れる理由や無添加を選ぶリスクを強調してほしいと思います。私もこの会議に参加する前までは食品添加物のことをあまり知らず、何か必要だから入れているんじゃないかって、ふわっとしたものとして捉えていたんですが、やっぱり入れないリスクというのは食中毒につながるの、そこはぜひ伝えてほしいと思います。

伝えるときに、最近長い文章を読む、私もそうなんですけれど苦手になってきたので、この鉛筆に書いてあるように正しい手洗いで食中毒ノックアウトというのを、食品添加物版でつくっていただくのがいいんじゃないかなと思いました。

伝え方としては、若年層と老年層で違うんですけど、やはり動画は効果的であると考えています。食中毒ずかんでせつかくすごいい動画をつくったので、これの食品添加物版をつくって広めていくのがいいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、山科委員、お願いいたします

○山科委員 東京都立大学の山科です。

私自身もSNSでは食品添加物の危険を煽るような情報は目にすることがあって、絶対避けるべき添加物10選みたいなものというのは、いわゆるバズるわけですよ。全く科学的には因果関係も根拠もないような話であっても、やっぱりそういうふうに言われると不安になる。火のないところにも煙は立つし、避けるべきだみたいに言われると、呪いのよう

なものと同じで、そうなのかなというような何となくのイメージが醸成されてしまうというところがあるのかなというふうに感じるところです。

また逆に、残念なところですが、安全だという情報というのは、どうしても面白くないと言ったらあれなんです。アピール力が弱くなりがちで、また正確にその情報を提供しようとする、やはり科学的な根拠の話になってしまうので、受けにくいとか受け入れにくい、難しい話になりがちというところが難しいところなのかなというふうに感じています。

そういうことを考えると、やっぱりふだんから興味を持って自分で調べる方はそれでいいんですけども、あまり自分から情報を調べに行くタイプではないという方々への一般への入り口の情報提供としては、SNSによくあるような情報について、これって本当なのというような形で、マル・バツで分かりやすいような話から入って行って、何でもかと言うとねというような形で入りやすいシンプルな問いから興味を持っていただいて、そこからの正確な情報の提供につなげるというようなことを考えていくのもいいのかなというふうに感じております。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

吉田委員は欠席なので、事務局からお願いいたします。

○事務局（永田） 吉田委員のご意見を代読させていただきます。

ターゲティングとしては、基礎的なリテラシーの定着タイミングとして、小学校高学年から中学生の子供、さらに高度なリテラシーの定着タイミングとして、第一子の誕生を控えた親が適当であると考えます。

一方で、食品添加物に関する情報発信は、単なる知識の提供にとどまらず、消費者の不安に寄り添い、信頼を構築するリスクコミュニケーションとして捉えることも非常に重要ではないかと思えます。

食品添加物に関しては、リテラシーの高い層と低い層の情報格差が大きい領域で、SNS等での不正確な情報やうわさに影響を受けやすいと考えられるからです。つまり、単に情報を流すのではなく、誤情報や誤解に対し、能動的に訂正するというコミュニケーションの構築も必要だと考えます。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございました。

では、渡辺委員、お願いいたします

○渡辺委員 国立衛研、渡辺です。

私のほうからは添付資料3を見ますと、若年層だけではなくて、意外と食品添加物の安全性について正しい知識を持たない方の占める割合というのは、60代以上の年齢層で幅広く割合が高いということが結構特徴的だというふうには感じました。

ですので、今後理解を促すための情報発信をしていくに当たっては、各年齢層に方法によ

って届きやすさがかなり違うようですので、各年齢層に合わせた複数の方法で、より深く科学的な情報を知りたい方もいれば、分かりやすさ優先の方もいますので、そういった様々な詳しさと分かりやすさのレベルで、やっぱり学校などを利用することも必要ですし、教育や啓発をしていくのが重要というふうに思いました。

また、各委員の先生方が何度もおっしゃっていることですがけれども、一般の方の誤解の方向性として、添加物は嗜好性を上げたりとか製造コストを下げるためだけのもの、入れないほうがよい、入っていないにこしたことはないというふうに思っている方が多いと感じるので、入れることの安全性のメリットをより強調すると効果的だろうなというふうには考えました。

以上です。

○石井委員長 どうもありがとうございました。

皆さんのご意見、たくさん私もメモして、すばらしい、いろんなアイデアが出てきて、これをどうまとめていくのだろうというふうに自分でも思っていました。

今回こうやって食品添加物の理解を深めるといふところでの、今までの教育の仕方の問題点とか、歴史の上での転換点とか、そういうことを踏まえて、今現在に刺さる提示の仕方というのを、新たに考えていく必要があるんだなというふうに感じました。

梅垣先生はじめ、多くの方から義務教育の段階でという、教育の現場でもっと取り扱ってもらおうという、そこもすごく大きな観点だなというふうに感じます。あとは、安全になる、危険を回避するという、そういうところの点をもっと強調するという。危険というか、食中毒を回避するというところでの提案とか、それから今まで危険だとか何とか言われているものを払拭する、使い方の基準の分かりやすい提示というようなことが大きく出されたかなと思います。

いろんな、今までのようにポスターを貼るとかそういうことよりも、SNSでの発信という、しかも短い動画でという、そういうところがこれからのポイントになってくるのかなというふうに感じました。

ほかに委員の先生方で、ちょっと言い足りなかったとか、何かプラスしてご意見あるというふうな方はいらっしゃいますか。

北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 ありがとうございます、北嶋でございますけれど、ADIについての補足を。

実際に添加物の量は、ADIの1%程度のものなど、さらに低い量なのです。なので、ADIを教えるときに、実際に取っている量はADIよりももっと低いということも教えたほうが良いと思います。このデータも公開されているはずなのですが、それが広まっていないように思います。東京都さんの方でも、この数字を公開することはできると思いますので、ご検討のほど、よろしく願いいたします。加えて、添加物の量自体よりも、ADIに対して何%なのかというほうが本質的に大事なのです。ただその理解は難しいかもしれないのですが、例えば、各種の添加物の総量よりも、対ADI比の総計の方が、安全性上は、本

質的に重要なことなのです。

以上でございます。

○石井委員長 ありがとうございます。

ほかに何かプラスして、WEB参加の先生方で何かありませんか。大丈夫でしょうか。

会場の先生方は大丈夫ですか。よろしいですか。

ありがとうございます。

では、事務局からおまとめをいただいてよろしいでしょうか。

○大木食品医薬品情報担当課長 非常に活発なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

皆さんにいただきましたのが、やはりすごくこの評価委員会らしいなと思ったのは、年齢によって伝わるツールが違うので使い分けてほしいというのをまず最初に挙げられた方が非常に多くて、それから理由なく不安、または関心が高いんだけど間違った情報、あとフェイクを信じてしまう傾向とかあるので、不安な理由をもう少し具体的に調査すべきじゃないかというご意見も頂戴したと思います。

逆に、先ほど危険だと不安をあおる情報は安全だというよりも広くよく伝わってしまうというご指摘もいただきまして、あと不安に寄り添うことの重要性についておっしゃられた方もたくさんいらっしゃいましたので、効果的な発信手法として新しいAIの活用ですか、そういうご提案も頂戴しました。既存の分かりやすいページや動画を使ってもっと分かりやすくというご提案もいただきましたので、それぞれ、あとフェイク情報が出ているタイミングをうまく使った情報発信、タイミングの点もご指摘いただきました。私どもも限られた人員と予算ではありますが、順番にやっていきたいなと思います。いただいたご意見、一括にできないぐらい本当に充実したご意見をいただきましたので、検討させていただくときに、また皆様にまだ任期がございますので、ご相談するかと思うんですけども、ご協力いただければと思いますが。

そういうまとめ方でよろしいでしょうか。「私が言ったことが入っていない」という方はいらっしゃらないですか。大丈夫ですか。

ご意見、非常にたくさん頂戴してありがとうございます。

○石井委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの取りまとめに何かプラスしてということがありますか。

特にないでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今のご意見をいただく議題を終わらせていただきます。

3 報告事項

○石井委員長 では続きまして、次第3、報告事項に進みたいと思います。

まず「健康食品」による健康被害事例専門委員会からの報告です。専門委員会座長の梅垣委員、ご報告をお願いいたします。

○梅垣委員 それでは、資料の3をご覧ください。

1月26日に開催された「健康食品」による健康被害事例専門委員会で検討した議事及び報告事項について、順番に説明いたします。

まず、(1) 議事、事例の検討についてですが、令和7年11月30日までの間に東京都医師会、東京都薬剤師会から提供されたもののうち、14事例について検討を行いました。

検討の結果、研究調査が必要な事例はありませんでした。しかし、1事例については、医師会、薬剤師会に対して情報提供し、さらなる情報収集について協力を依頼することとなりました。1事例については、健康食品を中止するまでの対応が的確な事例として、医師会や薬剤師会に対して情報提供することとなりました。

3事例は、複数の健康食品を同時に使用しており、原因の特定が困難でした。そのため、特に複数の健康食品の使用については、医師・薬剤師に相談することが大切であるとの意見が挙がり、東京都での普及啓発事業の参考にしてもらうこととしました。

その他の事例については、摂取状況や転帰などの情報が不十分であることから、健康食品と症状との因果関係は不明であるとの結論となりました。情報は蓄積し、今後同様の事例の発生状況について注視するとともに、事例解析などに役立てていくことにしました。

次に、(2) 事務局からの報告事項が2点あります。

一つ目は令和7年度第1回、前回です。令和7年6月開催の当専門委員会の検討結果に基づいて情報提供すべきとなった1事例について資料を作成し、東京都医師会及び東京都薬剤師会に送付した旨の報告です。

二つ目は、これまでの被害事例の収集状況の概要です。事業を開始した平成18年7月1日から令和7年11月30日まで、578製品、患者数478名の事例を収集しております。利用目的を見ると、20代から40代までの方はダイエット・美容目的、50代以上になりますと、腹痛・関節緩和、栄養補給といった目的が多くなっているようです。性別では女性が多くなっています。

また、約6割の患者は基礎疾患を有し、そのうち約8割の方が基礎疾患に対する治療薬を服用しています。医薬品と健康食品とを併用すると思わぬ健康被害を起こすことは、これまでの収集事例から推定でき、都民に対しさらなる注意喚起が必要であろうと考えます。

症状や異常所見について報告が多い順に、皮膚症状、胃痛・胃部不快感・吐気、下痢・軟便、肝機能障害、肝機能検査値異常、血液検査値異常となっています。

以上で、当委員会からの報告は終わります。

○石井委員長 ありがとうございます。

何かご質問とかありますでしょうか。

北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 北嶋でございます。どうもご説明ありがとうございました。

副作用のところについてなのですが、胃部の不快感とか下痢・軟便の頻度は、以前よりも増えているように思ったのですが、この点で懸念されたのが、成分以外のカプセルそ

のものや賦形剤そのものものによる影響はないのか、ということなのです。健康食品というと、どうしても成分というか中に入っているものの方に意識が行きがちなのですけども。例えば、カプセルについては、胃で溶けなければいけない設計をするべきところ、実際には胃で溶けないとか、腸で溶けるものが腸で溶けないとなると、やっぱり胃部の不快感とか、下痢にもなるような気もするのです。つまり、成分だけではなくて、カプセルとか賦形剤にも気をつける、そういう観点も入っているのでしょうか。

○梅垣委員 もともと検討する際、成分と症状の因果関係というのは、かなり証明するのが難しいんです。同じ成分を含んでいる製品はほとんどないんですよ。だから、製品と症状の因果関係になりますから、先生がおっしゃったように全体ですよ、賦形剤とかそれも含めての影響になっています。

特徴的なのは、皮膚症状が一番多いですよ。これは、医療機関を受診する人が皮膚症状の者が多いんです。医療機関を受診しない場合が一番多いのは、下痢とか胃部不快感とかそれなんですよ。そのような症状は放っておいたら大体治るので、病院まで受診することはないんですけれども、皮膚症状についてはやはりすぐに治らないので、医療機関を受診するという特徴はあります。

そのような事例の中で、剤形中にゼラチンカプセルにしているのがあるんですよ。ゼラチンカプセルに対してゼラチンアレルギーがある人が、アレルギー症状、皮膚症状を起こすというのは文献的にもあります。そういうのは関係していると思います。健康食品って、例えばコラーゲンと書いてあっても、中にいっぱい原材料が入っているんです。調べると、大体7成分ぐらい入っていますから、成分とか原材料と症状の因果関係というのは、なかなか証明はしにくいんです。

従って、あくまでも製品と症状の因果関係なんです。東京都のようにいろんな症状を集めてくると、ダブっていることがあるんですよ。だから、先ほど言いましたゼラチンが入っている、ゼラチンカプセルになっているのはどうも皮膚症状が多いという情報が出てきます。この取組、はそういう因果関係を証明するというんじゃなくて、将来、起きるような症状を予見するとか、それに対して消費者に注意喚起するという、そういう意味のほうが大きいと思います。

だから、何か重大な有害事象が出たときにすぐにストップするような小林製薬の紅麹サプリメントみたいなのはちょっと特殊な事例なんです。そういう事例は今まではほとんどなかったです。私は委員会ができてからずっと入っているんですけども、そういう早急に何か対応しなきゃいけないという事例は出ていません。

そういう意味では、因果関係は製品との因果関係であって、成分との因果関係ではないということをご理解ください。

○北嶋委員 ありがとうございます。ということはやはり、成分だけではなくて、カプセルなどにも気をつけるよう、頭をめぐらせたほうがいいと思った次第です。

もう一つは、数値そのものではなくて、発症の増加の加速度というのですかね、横軸に時

間を取ったときに症例数がランダムに上がる場合と、急速に加速度的に上がっていく場合とで、重みづけが違うように思うのですが、そういう目を見た時、ランダムに起きているような感じなのでしょうか。

○梅垣委員 実には症状を挙げているんですけど、一番の問題は、東京都で昔から言われているんですけど、利用している人が何をどれだけどの期間取って症状が出たかという、その情報が実はほとんどないんです。だから、取って何か出たって言って、じゃあどれだけ取っていました、いつから取っていましたかということ記録してないんです。そういう情報が実は入ってこないの、東京都は、いつ何をどれだけ取ったかというのをとにかくメモをしてください、症状が出たときにすぐにやめてくださいという、そういう情報提供をこれまでずっとしてきているんですよ。

この製品と症状の因果関係を評価するときに点数をつけています。1か月か2か月以内だったら何点、というように整理しています。一応そういう若干は時系列の情報も集めはしているんですけども、一番問題なのは利用者が自分がいつ何をどれだけ取ったかって、それが本当に症状に関係するかどうかというのが、判断できないような状況で健康食品を取っているというのが一番の問題。そこが改善できれば、因果関係とか、先生がおっしゃったように時系列のところももう少しはっきりしてくるのではないかなというふうに思っています。

○北嶋委員 ありがとうございます。今のご説明でよく分かったのですが、他方で、やはり症例数が急速に上がった場合は、緊急的に会議を開く覚悟をもって、調査していくべきなのだろうな、と思った次第です。

○事務局（五十嵐） ありがとうございます。やっぱり製品がかぶるというのは、今回の紅麴サプリメントというのもそうですけれど、やっぱり何かしらの現象が起きているという可能性が結構考えられます。

よく売られている製品で、ゼラチンのアレルギーだったりとか、そういった原因が考えられるようなケースで継続的に症例が上がってきたりとかはあります。ただ、それはどっちかという製品に問題があるというかは、体質と合わないとかそういったケースが結構多くてですね。なので、緊急で調査をしなきゃいけないというのは、これまではなかったという感じでございます。

なので、我々も医療機関、薬局、今年度からは大病院で協定を結んで、大きな病院からも情報収集していますので、多方面からいろんなところから集めて、同じ製品でもし事例が集まってくるとしたら、やはり製品の問題が考えられますので、迅速に対応していきたいと考えています。

○梅垣委員 多分、早急に対応しなきゃいけない情報が上がってきたら、厚労省とか消費者庁と多分連携して対応されると思います。現時点ではそういうのは今まではなかったと思います。

一番やっぱり重要なのは、利用する人が理解して、体調に不調が出てきたらすぐにやめる

と。下痢とか腹痛とか皮膚症状だったら、使っている人が自分ですぐに自覚できるんですよ。そういう情報提供なり、使い方のところをちゃんとしていただきたい。かなり東京都の取組って役立っていると思います。今後このまま続けられて、さらに対応方法を考えられれば、かなり役立つ取組になるんじゃないかなというふうに思っています。

○北嶋委員 北嶋でございます。

この取組自体は、私はすばらしいと思っております。医薬品の場合は、市販後も副作用情報をその製品とひも付けしてずっと調査していくので、因果関係が分かりやすいわけです。

他方、食品の場合はそういう追跡していくようなシステムではなくて、健康被害が出たら、その製品との因果関係は置いておいても、まずその現象をちゃんと拾う、早く拾うということが非常に大事になりますので、こういった取組は非常に重要なことだと思っておりますし、今も解説にありましたように、あまねく使っている方々への啓蒙と、あと緊急事態の対応と両方、両輪のように機能しているようでございますので、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○石井委員長 ありがとうございます。

本当に、この取組はほかの自治体ではなかなかやっていないという、東京都が第一に、第一にというか、ほかに先駆けてやっているという貴重な報告だなと思っております。

ほかにないですか。

堤先生。

○堤委員 もし分かればちょっと教えていただきたいんですが、(1)で14事例が健康被害の報告があったというふうに書かれているんですけど、最近の健康被害の傾向について興味があるんですけど、この事例で上がってきた健康食品というのは、その他のいわゆる健康食品なんですかね。あるいは、例えば指定成分等含有食品なんかもあるのかなと思うんですけど、何かその辺の情報とか分かるようであれば教えていただきたいんですが。

○事務局（五十嵐） 事務局の五十嵐でございます。

今回検討した14事例について、いわゆる機能性表示食品が3製品ありました。特定保健用食品はなくて、その他の健康食品、栄養機能食品は今回、特に集計を取っていないんですけども、そういったものも含まれるケースはこれまでにありました。なので、今回で言いますと3製品が機能性表示食品でございます。

○堤委員 分かりました。指定成分含有食品とかは含まれていなかったということですね。

○事務局（五十嵐） 今回はなかったです。

○堤委員 分かりました。ありがとうございます。

○石井委員長 失礼しました。ほかにありますか。

では、次に進めさせていただきます。

報告事項の二つ目です。東京都が実施した食品安全普及啓発活動について、事務局からお願いいたします。

○事務局（畑） 事務局の畑です。

それでは、本年度東京都が実施した食品安全普及啓発活動について、5点、ご報告させていただきます。

まず一点目のご報告は、令和6年に発生した紅麹を含む健康食品による健康被害事例の発生を受けまして、本年度、健康食品の適正利用に関する普及啓発動画とチラシを作成いたしました。チラシは資料4としてお配りしてございます。

伝える内容は厳選し、健康食品の中でも濃縮・発酵工程のあるサプリメントに絞り、ターゲットを「持病があって薬を飲んでおり健康食品をこれから使おうと思っている人」、または「既に使っているシニアの方」としました。

作成した内容は、一つ目、サプリメントを使用する前、または現在使用していたら、そのことを医師・薬剤師へ伝えよう。二つ目、サプリメントを使用していて体調が悪くなったら、すぐに使用を中止し医療機関を受診しよう。大きくこの二つのメッセージを伝えるために、共感を得て行動変容につながるよう、15秒動画2本とチラシを作成いたしました。

作成した啓発資材を使用しまして、都庁第一本庁舎中央入り口、目の前にあります展示スペースにて、今年の9月10日から1週間、展示を行いました。左の写真が展示の様子です。

また、作成した動画のターゲット層の利用が多いことや、着席による高い視認性と集中効果に着目し、都内100店舗のファミリーレストランにて、卓上に配置されたデジタルメニューブックを活用し、昨年12月の約1か月間、動画配信を行いました。

そのほか、新宿駅西口広場デジタルサイネージと、新宿駅から都庁方面へ向かう歩道に設置されているデジタルサイネージにて、こちらも昨年12月の1か月間、動画の放映とポスターの掲示をした様子です。今回作成した啓発資材を活用し、今後も普及啓発を続けていきます。

2日目は、当センターの隣にあります桜美林大学新宿キャンパスの一部をお借りしまして、食品衛生の講座を実施し、三つの実験を行いました。1日目に自分の手に付着している細菌を拭き取って培養し、2日目に培地を観察する実験を行いました。左側の写真は、前日に自分の手をスタンプ検査した結果をスケッチしているところです。右側の写真は会場全体の様子です。

二つ目の実験は、実際に食品の製造現場で使われている有機物の汚れを数値化するATP拭き取り検査キットを使って、目に見えない汚れを見つける実験を行いました。共有している画像は、子供たちが会場の中で汚れていそうな場所を自分で選んで拭き取っている様子です。汚れが数値化されて機械に表示されるため、その数字を見て、こんなに汚れているんだと驚く子供の姿が見られました。

三つ目の実験は、汚れに見立てた蛍光ジェルとブラックライトを用いて、ふだんの手洗いと正しい手洗いを比較する実験を行い、正しい手洗いの仕方と食中毒予防のための手洗いの大切さについて学びました。

アンケート結果をご紹介します。実験が楽しかったかどうかについて尋ねたところ、全員が「楽しかった」、手洗いの大切さや食中毒について全員が「よく分かった」と回答してく

れました。また、自由記載では、いつも手を洗うことの大切さや手の汚れが分かった、一見きれいに見えても汚れが多く含まれていることに驚きましたなど、実験が楽しかったこと、実験を通じてこんなことを学んだなど、イベントを通じて体験したことについて好意的な意見が多くありました。

続きまして、保護者からのアンケート結果の一部をご紹介します。「手洗いをしっかりしないと菌やウイルスが取れないとはいっても、目に見えるものではないので、実際に体験したいと思い応募させていただきました。」「動画などで菌の培養を見ても、自分の手の菌数を数えることはないので、貴重な体験だったと思います。」全部は紹介し切れませんが、非常に好意的な内容が多く、運営側の励みにもなりました。

次に4点目、令和7年度食の安全都民フォーラムの開催結果をご報告します。資料5をご覧ください。令和8年1月28日、当センターにて、健康食品との上手な付き合い方をテーマとしたシンポジウムを開催しました。定員は50名としておりましたが、92名の方にお申込みをいただきましたので、急遽席数を増やし、結果として、当日は64名の方にご参加いただきました。

基調講演は、1人目は評価委員会の委員でもある梅垣敬三先生から、「健康食品との上手な付き合い方」というテーマで、健康食品の基礎知識から医薬品との違いや、利用する際のポイントについてご講演をいただき、2人目は福島大学の種村菜奈枝先生に「健康食品に潜むリスクと消費者心理」というテーマで、消費者が陥りやすい心理的な落とし穴や、体調に異変を感じた際の対応などについて、分かりやすくご解説いただきました。

パネルディスカッションでは、いくつか事例を提示し、自分ならどうするかを会場でスマートフォンからご回答いただき、その結果を共有するというリスクコミュニケーションを行いました。

こちらは、パネルディスカッションで取り上げた事例のうちの一つで、「医薬品を服用中の方が家族から健康食品を勧められた」という事例です。この事例について、講演開始前や休憩時間に自分ならどう対応するかを考えて、ご回答いただきました。

このほかにも、友人からSNSで話題になっているダイエットサプリを勧められた事例、小学生の子供が背を伸ばすサプリを飲みたいと言ってきた事例など、身近で起こり得る状況を取り上げ、これらの問いかけを通じて、健康食品との向き合い方を自分事として捉えていただく機会となるよう工夫をいたしました。

会場の参加者に回答してもらった集計結果を、今共有している画面のように会場で共有し、パネリストの先生方から事例に対してどのような点に注意をして、健康食品と付き合い合ったらよいかという視点からご解説をいただきました。

終了後のアンケートでは、「健康食品について本当に自分にとって必要かどうか常に考えることが大切だと思った」、「サプリを摂ったら体調をメモしていきたいと思います」など、参加をきっかけに、ご自身の健康食品との向き合い方を見直したなど、前向きな意識変化を示すご意見が多数寄せられました。

次年度以降も、会場でご参加いただく皆様との双方向性をより一層高められるよう、内容や進行方法を工夫しながら取り組んでまいります。

また、基調講演につきましては、後日アーカイブ配信を予定しております。配信が開始されましたらホームページに掲載いたしますので、改めてご案内いたします。

続きまして5点目、令和7年度の都民講座「これ食べられる？気になるキノコ講座」についてのご報告です。資料6としてチラシをつけてございます。今回の都民講座は、キノコ食中毒をテーマに8月1日から12月26日までWEB配信を行いました。講座は4本立てとなっております、講師は東京都の食品衛生監視員が務めました。

○×クイズや毒キノコの紹介を行う講座では、見た目では毒キノコかどうか判断がつかないところや、実際に講師が山で採取してきたキノコを目の前に広げ、柄の部分を持って見せたりしながら特徴を説明することで、写真や図鑑で見るだけでは分かりにくい部分を伝える工夫をしました。

そのほか、東京都によく寄せられるキノコの質問に講師が答える気になるキノコ質問集や、毒キノコによる食中毒予防5か条について解説する動画を配信いたしました。視聴後のアンケートでは、「写真からでは簡単に判断できないことは十分に分かったので、自分は野生のキノコは採らない、食べない決心をしました。」「野生のキノコを採取した際に食べられるものと有毒なものが混ざってしまうことがあると改めて恐ろしさを感じました」など、キノコの自己判断は非常に危険であることを改めて認識したという感想が寄せられました。

続いて、資料7をご覧ください。今年度最後の都民講座として、現在、「有毒植物の見分け方講座」の参加者を募集中です。こちらは、例年3月に小平市にあります薬用植物園で実施しているものです。主任研究員による講義の後、有毒植物とそれによく似た食べられる植物の比較をしながら園内を回ります。毎年大人気の講座で30名を募集しております。締切は3月1日までとなっております。

都民講座につきましても、次年度以降、より多くの方に関心を持っていただき、参加者が主体的に学べる場となるよう、テーマの選定から内容構成など検討し、より一層充実した講座へしていきたいと考えております。

報告は以上になります。

○石井委員長 どうもありがとうございました。

今の報告には、特にご質問は何かありますか。

北嶋先生。

○北嶋委員 個人的な興味になってしまいますが、梅垣先生のご講演のときは、「健康食品との上手な付き合い方」というふうに「健康食品」という言葉を使っていて、他方、一番最初のものでは「サプリメントとの付き合い方」というふうに、サプリメントと健康食品とを区別して使われているように思ったのすけれども、この区別につき、何か意図があるのでしょうか。

例えば、サプリメントとの付き合い方のところを、健康食品との付き合い方、というふう

にもするようにもできるように思ったのですけど。

○事務局（畑） ありがとうございます。ご指摘のとおりでして、本年度取り組んだ健康食品の普及啓発事業で作成した動画は、「あなたは大丈夫？サプリメントとの付き合い方」という題にしていまして、これは紅麹を含む健康食品の食中毒事例を受けてつくったものになるので、より伝える内容を厳選しようということで、ターゲットはアクティブシニアとして、健康食品の中でも特に濃縮発酵工程のあるサプリメントに絞ろうというところで、このようにしております。

○梅垣委員 健康被害を起こしているのは、ほとんどが錠剤カプセルのサプリメント形状なんです。健康食品というと特定保健用食品とかも入りますから、資料4のところは、多分注意喚起の意味でサプリメントとされていて、私が関係した健康食品との上手な付き合い方というのは、実は特定保健用食品の話もしているんです。特定保健用食品は悪いものではなくて、ちゃんと国がチェックしている。それから、もう一つは、生活習慣の改善目的に使ってほしいと、そういう意図でサプリメントと健康食品を多分分けられているんだと思います。

○北嶋委員 ありがとうございます。そういうところも解説していただけると、啓発に、よりつながるのではないかな、と思います。

○事務局（畑） ありがとうございます。

○石井委員長 ほかには大丈夫でしょうか。

WEB参加の先生方も大丈夫ですかね。

ありがとうございます。

4 その他

○石井委員長 では次に、4、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（畑） ただいま資料を共有しますのでお待ちください。

その他といたしまして、令和7年度第1回の本委員会で議論いただきましたシニア層を対象とした食品安全に関する意識調査につきまして、現在の進捗状況をご報告いたします。

第1回の委員会では、本テーマにつきましてご意見をいただき誠にありがとうございました。

調査の概要です。対象は55歳以上の都民としました。年齢区分は55歳から64歳まで、65歳から74歳まで、75歳以上の3区分としました。調査方法はインターネットアンケートをベースとし、さらに本調査の対象がシニア層であることから、インターネットアンケートでは把握が困難な層の声を拾うため、対面でのアンケートも実施します。対面アンケートは、現在年度内に実施する予定で準備を進めております。

調査内容につきましては、大きく食品安全に関する内容、健康食品に関する内容、情報収集・広報に関する内容の三つについて、いただいたご意見を基に作成いたしました。このうち、食品安全に関する内容と情報収集・広報に関する内容については、昨年度実施した若年

層の食品安全に関する意識調査と同じ設問を一部組み込み、世代による意識の差や情報発信をしていく上で、各世代に効果的な手法を明らかにしていきたいと考えております。また、特に③の情報収集・広報に関することについては、対面アンケートを実施いたします。インターネットアンケートとの傾向の違いを見ることで、シニア層に効果的な広報媒体などを探りたいと考えております。

ここで、インターネットアンケート調査につきまして、つい先週末に手元に生データが届きましたので、速報として一部ご報告をいたします。

「食中毒予防のために特に気をつけていることは何ですか」という問いに対して、お示ししている表の赤枠部分が、食中毒予防の3原則に該当する選択肢です。「要冷蔵と書かれたものは冷蔵庫で保存する」が67%と最も高く、次いで「調理の前や食事の前等には手を洗う」が63.5%、「鶏の刺身やレアハンバーグなど中まで火が通っていない肉は食べない」が51.5%と続く結果となりました。

シニア層の結果の下に昨年度の若年層の結果をお示ししましたが、単純に結果だけ突き合わせると、食中毒予防のために気をつけていることを選択肢は、その全てにおいてシニア層の方が割合が高いとの結果になりました。

次に、「健康食品について正しいと思うものを全て選んでください」という問いに対して、「利用していて具合が悪くなったらすぐに利用を中止し病院を受診する」が約64%と最も高く、次いで「健康食品の利用前に医師や薬剤師に相談したほうがよい」が約40%、「治療中の人健康食品を利用すると病気が悪化したり治療薬が効かなくなることがある」を選択した人が29.2%との結果でした。

続いて、情報収集・広報に関する調査結果です。「あなたはふだん何かを調べようとするときにどのような手段をよく利用しますか」の問いに対して、「インターネット」が約92.5%と圧倒的に高く、次いで「テレビ」と「家族」が約22%との結果になりました。若年層の結果を下にお示ししているのですが、若年層の結果と比較すると、緑枠の部分です。割合に差がありますけれども、最も高かったのはインターネットという点では一致しました。

また、インターネットにおける情報源が何かとの問いについては、「ホームページ」が72.2%と群を抜いて高く、次に「ニュースサイト」52.6%と続きました。若年層の結果では、最も高かったのは「SNS」の63.2%でしたが、シニア層では12.2%と低い結果となりました。

今後のスケジュールです。これから年齢区分別の結果や若年層の結果との比較を実施し、対面アンケートの結果も併せまして、報告書をまとめてまいります。3月下旬頃に報告書をホームページに掲載し、次年度1回目の委員会にて、本調査結果をご報告させていただきます。

また、シニア層を対象とした調査結果を踏まえまして、本日も検討いただきました食品添加物の情報発信をはじめ、今後の啓発活動を行っていく予定でおります。

事務局からの説明は以上となります。

○石井委員長 ありがとうございます。

ただいまのご報告に何かご質問とかありますか。

北嶋先生。

○北嶋委員 すみません、時間がないのに。北嶋でございます。

質問ではなくて感想なのですけれども。若年層とシニアとを比べたパーセンテージが出ているのですけど、いずれにしても低いな、というのが私の中の印象でして、例えば、生で、というのも60%だったかな。冷蔵しないとかも半分ぐらいで、そんなものなのだなと思って、逆に驚きでした。こうしたことを公開していくということ自体、非常に重要なことと思いました。ただ、発信するときに「みんな半分ぐらいなのだから、そんなものでもいいんだな」というふうな形で伝わってしまうと、またよくないなとも同時に思いました。ただ、むげに「駄目ですよ」という発信も難しいでしょうから、なかなか難しいなと思って拝見させていただきました。ありがとうございます。

○石井委員長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

よろしいですか。

WEB参加の方も大丈夫ですか。

ありがとうございます。

5 閉会

○石井委員長 それでは、本日予定されていた議事等は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○大木食品医薬品情報担当課長 委員の皆様、長時間にわたりまして本当に活発にご検討いただきましてありがとうございます。石井委員長、また円滑に会議を進行していただきましてありがとうございます。

本日の検討課題につきましては、委員の皆様のご意見を踏まえて対応を進めてまいります。

この第11期食品安全情報評価委員会の開催は、本日が最後となります。ここで、委員任期の年限等によりまして、大変残念ながら今期で任期満了となる石井委員、梅垣委員、遠藤委員、大鹿委員、小林委員、中村委員、野田委員、平沢委員、それから今期、公募委員としてお務めいただきました真鍋委員、吉田委員から一言ずつお願いできればと思うのですが、既に退席されたり、欠席の方もいらっしゃいますので、今いらっしゃらない方のご挨拶を事務局が代読いたします。

○事務局（永田） そうしましたら、遠藤委員が途中でご退席されましたので、事務局が代読させていただきます。

本日は都合により委員会に最後まで出席することが叶わず、書面にて恐縮ではございますが、退任のご挨拶を申し上げます。

在任中の8年間、委員長をはじめ委員各位並びに事務局の皆様には、常に専門的かつ実務に即したご議論とご指導を賜り、心よりお礼申し上げます。

私は、感染症を専門とする医療者として、また東日本大震災において被災地の厳しい食糧事情を現場で経験した立場から、平時のみならず非常時を見据えた食品安全の在り方について考えてまいりました。

災害や感染症流行時には、食品の安全性と安定供給をいかに両立させるかが、住民の健康と社会の基盤を支える極めて重要な課題であると痛感しております。本委員会における科学的根拠に基づく評価と現場感覚を踏まえた議論が、東京都の食品安全対策の充実と都民の安心につながっていれば幸いに存じます。

今後は委員という立場を離れますが、これまでの経験を生かし、引き続き医療者として、感染症対策及び食品安全の向上に微力ながら貢献してまいりたいと考えております。

本委員会の更なるご発展と関係各位のご健勝を心より祈念申し上げ、退任のご挨拶といたします。

以上です。

続きまして、吉田委員からのご挨拶文を代読させていただきます。

任期の最後ということで、本来であれば直接皆様にお礼とご挨拶を申し上げたいところ、本日は業務の都合で欠席となり申し訳ございません。

本会議では、私の仕事の関係上、いち一般人としてというよりはX(旧Twitter)のデータを扱う立場から発言させていただく機会が多かったように思いますが、少しでも皆様の活動にお力添えできていたなら幸いです。

とりわけ、偽・誤情報への対策は国家レベルでも急を要するトピックスとなっており、産官学が一体となって取り組んでいく必要性を肌で感じております。微力ながら私もXのデータの活用を推進することを通じて、社会全体の利益につながるよう引き続き尽力してまいります。

限られた機会ではございましたが、委員としての活動を通じて、貴重な学びを得ることができました。本当にありがとうございました。

以上になります。

○大木食品医薬品情報担当課長 それでは、今いらっしゃる方からお願いします。

まず石井委員、お願いします。

○石井委員長 大変お世話になりました。最後、委員長でなかなかうまくいかに申し訳なかったです。私も委員をやって、すごく自分自身が学ぶことが多く、今日の課題でも、学校現場での取り上げ方というのを物すごく言われて、そのたびにずきんずきんときていました。

この委員会の成果もすごくホームページにも出されているんですけど、なかなかアクセスが進まないというところもあるので、今後は本当にとってもいい情報を出して下さっているこの委員会のことを、教育の関係者、給食関係者、それぞれにしっかりと伝えていきたい

いなと思っています。どうもありがとうございました。

○大木食品医薬品情報担当課長 石井委員、今日も非常によくやってくさっているの、すばらしいです。ありがとうございました。

次に、梅垣委員、お願いします。

○梅垣委員 梅垣です。

私は、多分この委員会ができたときから入っていたと思います。それは健康食品の検討会があって、そこの委員をしていたので、かなり長いんです。研究としても若干健康食品をやっていたので、ここで委員をさせていただいて非常に役立ちました。そういう意味では、かなりお世話になった感じがします。

もう一つは、健康食品以外のテーマでいろいろ検討されているので、それも非常に参考になりました。以前は研究所にいたんですけど、研究所を辞めてから大学に移ったんです。食品の安全性のことを教えるところでした、東京都できっちりまとめられているのを授業で使ったりして、そこも非常に役立った記憶があります。

今後は、東京都で情報提供されているのを知っていますから、私も一消費者として、いろんな情報、東京都がつくられた情報にアクセスして活用したいと思います。どうも長い間ありがとうございました。

○大木食品医薬品情報担当課長 ありがとうございました。私どもも梅垣委員に使っていただけるような情報発信を心がけたいと思います。ありがとうございます。

では、大鹿委員、よろしくお願いします。

○大鹿委員 大鹿です。

8年間お世話になりました。毎回、事務局の方が興味深いテーマを設定してくさって、それに対して委員の先生方々のご意見を聞くのが本当に楽しみで、楽しく参加させていただきました。ありがとうございます。

勉強になって、特に生食のリスクというのは度々取り上げられまして、私生活においてもかなり生焼けのものはよく焼いてって、お店とかでも言えたらいい、言えなかったら残すとか、そんなことにつながりました。ありがとうございました。

私は消費生活アドバイザーということで、相談業務なんかも今後もやっていけたらなと思っておりますので、また東京都の情報を活用するといいいですよというようなことをお伝えできたらいいなと思っています。どうもお世話になりました。ありがとうございます。

○大木食品医薬品情報担当課長 ありがとうございます。肉の生食ですよ。

○大鹿委員 そうですね。キノコも。キノコも何で危ないのかとか聞かせていただいて。キノコも生はよくないですよ。ありがとうございました。

○大木食品医薬品情報担当課長 ありがとうございます。活用していただけるように私たちも頑張っていきます。

ありがとうございます。だんだんプレッシャーが。

中村委員、よろしくお願いします。

○中村委員 今期をもちまして退任させていただきます中村と申します。

本日、本来でしたらばお伺いしてご挨拶を申し上げるべきところ、ちょうど大学院の学位審査日と重なりまして、大変申し訳なく存じますが、オンラインにてご挨拶を申し上げます。

任期中、多方面のご専門の先生方から様々な示唆に富むご指導を賜りましたことを、心より感謝申し上げます。本委員会の委員長をお務めいただきました石井先生はじめ先生方、委員の皆様へ心より感謝申し上げます。

また、東京都健康安全研究センターのご関係の皆様におかれましても、いろいろとご準備等々、誠にありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

本委員会は学ぶことが大変多い委員会でした。委員会のますますのご発展を祈念いたしまして、簡単ではございますが、退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○大木食品医薬品情報担当課長 こちらこそありがとうございました。

それでは、野田委員、よろしくお願いします。

○野田委員 野田です。

8年間ありがとうございました。委員の皆様、そして事務局の皆様のご理解、ご協力により何とか務めさせていただきました。

これまでの検討内容をみますと、実質的には都民とのリスクミをどうやるかというのが一番メインのテーマだったように感じています。私自身は微生物が専門ですが、それ以外は専門とは言えません。今後は、リスクミをより強化するという意味合いにおいては、もちろんマスクミ関係の方も委員としておられますが、リスクミを専門にされる方などもメンバーに加わっていただくというのも、今後の委員会の在り方として考えてもいいのではないかと思います。

また、8年間で私が学ばせていただいたことは、どうやって情報提供すればいいのかということ。その流れで最後に誠に私事で申し訳ないのですが、1月25日に食の安全に関することに特化したインスタグラムを開設いたしました。飲食店のアルバイトさんとか、食品安全にあまり興味がない方を対象としたものですが、よかったらフォローしてやってください。

今後とも、会議のご発展を祈念しております。

○大木食品医薬品情報担当課長 ありがとうございます。野田委員の今後にも影響を与えるすごい、情報発信に関しては本当にこの委員会は非常に皆さん、今日もそうですけれどもいい検討していただき本当にありがたいなと思います。本当にありがとうございます。

平沢委員、よろしくお願いします。

○平沢委員 産経新聞の平沢です。

本当に8年間ありがとうございました。私、本当にすごいここでたくさん勉強させていただいて、結構好き勝手なことを言ったんですけど、本当に一番申し訳なく思っているのが、ここの情報を記事にしていけないというのが申し訳ないなと思って。なかなか難しいんです

よね、本当に。紙面もどんどん変わってきていて、なかなかここでやったものをそのまま記事にというのが難しく、ただ次に委員になる方はきっとたくさん記事にしてくれると思いますので、ぜひプッシュしていただければと思います。

でも、本当に私自身もすごく勉強になりで、すごくいい会というか、これからも皆さん頑張ってくださいというのと、私も都民ですので、いつも情報をチェックするようにいたしますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○大木食品医薬品情報担当課長 平沢委員、ありがとうございました。チェックしていただけるようなホームページになるように頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

では、真鍋委員、よろしくをお願いします。

○真鍋委員 私は、食と健康に対して興味・関心があって何とかしたいと思ひまして、公募で委員にさせていただきました。実際、委員会に参加して多くの方々の専門家の意見を聞いて、いかに自分が無知であるということを感じました。私は委員を離れますが、健康安全研究センターでは東京都に関わる人たちにとって大切な活動をされていますので、今後はそういう活動をほかの方々にも伝えていきたいと思っております。2年間、ありがとうございました。

○大木食品医薬品情報担当課長 では、最後になりますけれども、私ども健康安全研究センター所長の吉村からご挨拶申し上げます。

○吉村所長 皆様、お疲れさまでした。健康安全研究センター所長、吉村です。本日も長時間にわたり、活発なご議論をいただきまして、また多くの貴重なご意見を頂戴いたしました。どうもありがとうございました。

委員会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。ちょっと皆様のご挨拶を聞いているとしんみりしてしまひまして。委員の皆様方は、本当に令和6年5月から第11期の評価委員会の委員として2年間、精力的にご検討いただきましたことを深く感謝申し上げます。

特に今日ここに来られている方、特に委員長の任を務めていただきました石井委員、それから副委員長の大鹿委員、そして健康被害事例専門委員会の座長をずっと務めていただいた梅垣委員、先ほどお話ありましたが僕も知らなかったんですけど、設立当時からお務めいただいたということで、本当に長い間ご協力いただきましてありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

先ほど少しお話があったんですけど、どうやって届けたらいいのかというのが、だんだん本当に分からなくなってきていて、昔だったらテレビとかラジオとか新聞とか雑誌とか、その程度だったのが、今は年代別に見ているものが全く違ったりとか、そういう形でどうやって正しい情報を出していくのかというのは、本当にこの会の中で常に問題になっていて、その中で、先ほどちょっと話があったんですけど、こども調査隊、夏にやっているんですけど、

これが物すごく評判がよくて。何がいいかという、子供がさっき言った、どこに菌がいるんだとかというのを調べて、自分の手のほうが床より汚いというのが分かったときに、これはちゃんと手を洗わんといかんと、そういうふうには本人が思うんですね。親にもそう言うんですよ。前だったら親の携帯の菌を調べさせると言ったら、親が絶対駄目だって言って、携帯が一番汚いというのは分かっているんですね。床に落ちたものより自分の素手で直接触ったほうが菌がたくさんつくとかということは、実験して数字が出て、それを見て、本人が気づくと必ず自分でやるようになる。そうやって得た知識というのは、みんなに言いたいので言うんですね。そういう形で子供から親に。

食中毒ずかんもそうです。きっかけとしてはここで始まった企画が、都全体で表彰されて、それが今ビデオとかで見られるようになっていきます。あれも子供用につくったんですけど、内容を見ると親のほうになるほどと思うような内容になっていて、親世代が見るようになるという、そういう形での伝播というのが、実は一番効率よく広がるのではないかと思います。

この会で皆さんにご意見いただき、改善してきたことというのは、かなり活きているというふうに思います。

今回、食品添加物の理解を促すための情報発信というのをタイトルに色々行いましたが、食の安全に向けては継続的に取り組むべき重要な課題だというふうに思っております。それぞれのお立場から多角的かつ実践的なご意見を賜りましたので、今後、取組の方向性については、ご検討いただいたことを進めていきたいというふうに思っております。

情報発信の内容、媒体の工夫、今言ったようなことをいろいろ試しながら、都民や関係事業者に対して食品のリスク、それから食中毒等の防止対策について、分かりやすく効果的な普及啓発を進めていけるようにしていきたいというふうに考えております。

これまで都の食品安全行政の推進に多大なるお力添えをいただきました委員の皆様方のご尽力に重ねて感謝申し上げますとともに、今後ともから変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○大木食品医薬品情報担当課長 今期委員の皆様、委員会の積極的なご参加、誠にありがとうございます。今後、4月末日までの任期中、メール等で先ほどもちょっとお願いすると申し上げたんですけども、ご意見をお伺いすることがあるかもしれませんので、任期満了日まで、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、これもちまして令和7年度第2回東京都食品安全情報評価委員会を終了いたします。

長時間ありがとうございました。

(了)

(16時02分 閉会)